

社会福祉法人朝霞地区福祉会  
「地域包括支援センター朝光苑」運営規程

平成19年6月1日

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝霞地区福祉会が朝霞市からの事業委託により開設する地域包括支援センター朝光苑（以下「センター」という。）が行う包括的支援事業及び指定介護予防支援業務（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮した支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な事業者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 地域包括支援センター朝光苑
- ② 所在地 朝霞市青葉台1丁目10番32号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1人（指定介護老人福祉施設「朝光苑」と兼務）  
管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握、その他指揮命令等を一元的に行う。
- ② 担当職員

保健師（看護師） 1人以上  
主任介護支援専門員 1人以上  
介護支援専門員 1人以上  
社会福祉士 1人以上  
担当職員は、事業の提供に当たる。

- ③ 事務員 必要な員数  
必要な事務を行う。

（開所日及び開所時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 開所日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。  
② 開所時間 午前8時30分から午後5時までとする。

（指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施。  
② 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定するセンター内又は利用者の自宅とする。  
③ サービス担当者会議について  
1) 開催場所は、第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は利用者の自宅とする。  
2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見収集を行うものとする。  
④ 担当職員による居宅訪問頻度等  
1) 提供開始月  
2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回  
3) サービス評価期間が終了する月  
4) 利用者の状況に著しい変化があったとき  
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施する。  
⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、青葉台・栄町・幸町・膝折町1、2丁目・膝折町3丁目1・膝折町4丁目1～11、14・膝折町5丁目・大字膝折・大字溝沼とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに朝霞市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第10条 担当職員等の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は朝霞市、社会福祉法人朝霞地区福祉会との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 7 日から施行し、平成 28 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 27 日から施行する。